

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

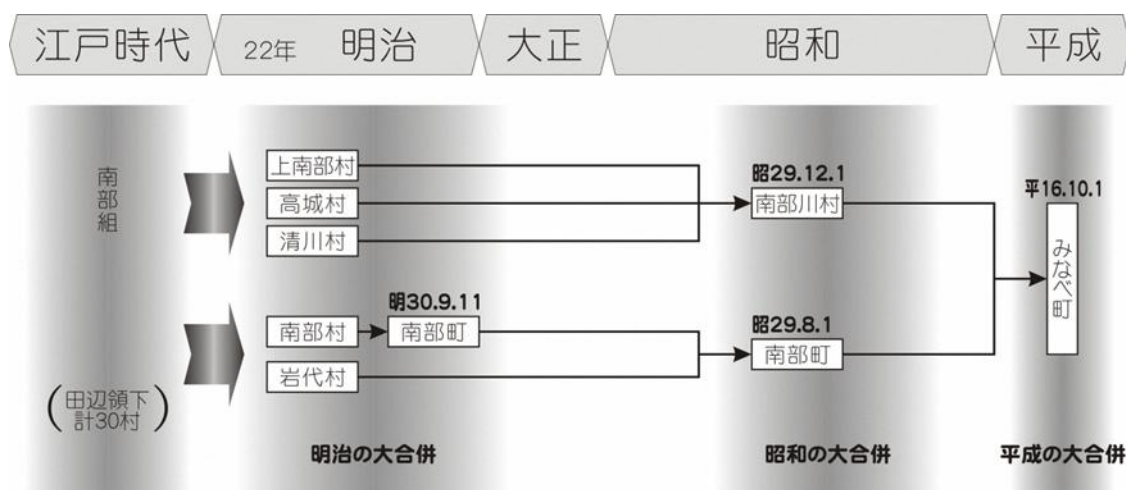
ア 町の沿革

南部川を流域とするみなべ町は、古代においては日高六郷の一つ「南部郷」として、また、平安時代から中世にかけては「南部庄」として一つの地域を構成していました。江戸時代に入ってからこの地域においては、「南部組」という組が構成され一つの地域として機能していました。

明治の大合併では、近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行し、戸籍や小学校などの基本的な仕事进行处理できるような自治体能力をもたせるため、300～500戸を標準として町村合併が強制的に進められました。この大合併により両町村においても、30あった村々が、南部村、岩代村、上南部村、高城村、清川村に合併されました。

昭和の大合併においては、第二次大戦後の新憲法のもとで、仕事や権限はできるだけ地方自治体に、とりわけ住民に最も身近な基礎自治体である市町村に配分すべきであるという考え方のもと、社会福祉や保健衛生、学校教育や消防などの多くの仕事が市町村でこなせるよう、昭和28年に「町村合併促進法」が制定されました。本町では、地域の一体性を実現する意義から南部川流域の5町村による合併が検討されていた時期もありましたが、昭和29年8月に岩代村が南部町に統合され、その後昭和29年12月には上南部村、高城村、清川村の3村が合併され南部川村として発足しています。そして平成16年10月1日、南部町と南部川村が合併し、みなべ町が誕生しました。

図 みなべ町の沿革



イ 位置と地勢

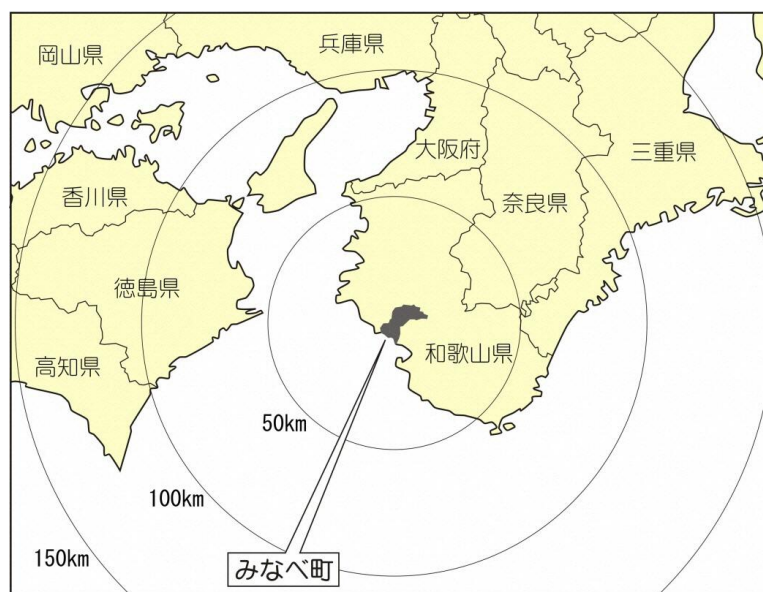
本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置している。日高郡に属し、紀南地域の中心都市である田辺市に隣接している。生活圏域としては、田辺広域圏と御坊広域

圏の中間地域に位置している。

総面積は120.28km²で、現在の和歌山県下市町村平均面積の157.53km²を少し下回ることとなり、和歌山県全域面積(4,726km²)の約2.5%を占めている。

紀州灘を臨み、南部川流域に広がる丘陵地、低地、山林地帯を含むバラエティに富んだ地勢を持っており、丘陵地にひろがる梅林では日本一のブランドを誇る「南高梅」の栽培が盛んである。山間部は、森林、溪谷などの自然資源に恵まれ、「鶴の湯温泉」がある。また、炭の最高級品である「紀州備長炭」の生産が盛んであり、備長炭の里としても有名である。黒潮洗う海岸部は、風光明媚な景観を誇り、「国民宿舎紀州路みなべ」などの温泉施設があり、海釣りをはじめとした海洋レジャーや漁業も盛んで、「千里の浜」は貴重な自然資源であるアカウミガメの産卵の地として全国的に有名である。

図　みなべ町の位置



ウ 人口

令和2年の国勢調査によると、本町は人口11,818人で和歌山県全体の人口(922,584人)の1.3%を占めます。また、産業別就業者割合を見ると、第1次産業が36.3%となっており、全国平均の3.5%と比較して極めて高く、また和歌山県平均の8.4%と比較しても高く、典型的な農林水産業主体のまちであるといえる。世代別の人口構成をみると、65歳以上の高齢者比率が33.3%で、全国平均の28.6%より高く、和歌山県平均の33.4%と比較してほぼ同率で、高齢者率が高い地域であるといえる。

エ 計画策定の趣旨

みなべ町は、平成16年10月1日に、南部町・南部川村の合併により誕生しました。合併前には、この2町村が個性豊かなまちづくりに取り組み、それぞれ成果をあげてきました。新しく誕生したみなべ町では、この成果を引き継ぎ、貴重な資源を地域の連携で生かし、町内各地域の均衡ある発展や一体感を醸成していく取り組みが必要となっている。

一方で、当町の取り巻く環境は、少子・高齢化、都市圏への人口流出等による人口減少や、近年の自然環境の変化から生じる生産性の低下、事業所及び従事者の減少といった課題に直面

している。

このような状況の中で、本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活性化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、I C Tも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、令和2年に、本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

（２）前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本町が令和2年に認定されたみなべ町産業振興促進計画（令和2年度～令和6年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<町>

- ・ 振興対象業種に対する租税特別措置の活用促進
- ・ 地域外企業誘致のための取組
- ・ 関係機関が連携して、各主体が進める施策に係る情報を関係機関の間で共有
- ・ 上記制度の広いP R

<県>

- ・ 地方税（県税）の不均一課税の周知及び活用
- ・ 企業立地条例等による支援

<関係団体等>

- ・ 農業分野：担い手の育成・確保、営農指導、販路拡大
- ・ 商工観光分野：特産品開発及び地場製品のP R

【目標】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	5件	25人
旅館業	3件	10人
農林水産物等販売業	1件	5人
情報サービス業	1件	10人

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和6年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	0 件	0 件
旅館業	0 件	0 件
農林水産物等販売業	0 件	0 件
情報サービス業等	0 件	0 件

※産業振興機械等の取得等に係る確認書発行件数及び事業者への聞き取り調査

【成果及び課題】

- ・ 税制の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。
- ・ 企業誘致のための、居抜き建物や土地などがなく、新規の企業誘致等が行えなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- （i）将来にわたる生産・供給体制の確立
- （ii）商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- （iii）税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- （iv）農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定されたみなべ町内全域とする。（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における地域特性を踏まえた産業の現状、及び課題については次のとおり。

（1）農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

本町は、令和2年の国勢調査において、第1次産業の就業者割合が36.3%と、農林水産業が主体の町である。特に農業は、全国一の梅の生産量を誇り、町の特産品である南高梅は、全国的にもブランド力があるとともに加工業や販売業を含めた梅産業は本町の基幹産業となっている。

しかしながら、農林水産業では生産者等の高齢化が進んでおり、後継者不足や、昨今の食生活の変化からうめなどの消費が伸び悩み、農業所得が減少するなど厳しい状況が続いている。

そのため、本町の産業の基盤となる第1次産業の持続的発展に向けて、安定した生産・供給体制と後継者の確保・育成が求められている。

(2) 商工業（製造業を含む）

郊外型大規模店舗の立地や消費者ニーズの多様化、ネット通販等の普及により、本町の商業は非常に厳しい状況にある。工業にあっては、消費者ニーズに即した新商品の開発なども進められていますが、他産地との競争の激化などが生じています。食品以外の製材や繊維といった産業についても、海外製品との競争で厳しい状況にある。

厳しい状況の中でも本町では、商工業を活性化するため商工会などの関係機関と連携し、消費者ニーズに対応したきめ細かいサービスと生活情報が提供できる店づくりを支援しました。

また、平成27年度から創業支援事業計画が国の認定を受け、創業希望者に対する補助金等の支援が活用できるようになっている。

一方、若者の定住促進や雇用の場を確保するため、地元企業の経営基盤の安定化を進め、また町の土地利用計画との整合性も図りながら、優良企業の誘致に努めていく必要がある。

(3) 情報通信業（情報サービス業等）

情報通信業の現状は、町内の産業に占める割合は非常に少なく、今後、企業参入の呼び水となる施策を展開し、町内の新たな産業進出の促進が必要である。

(4) 観光（旅館業を含む）

本町にとっての観光振興は、観光業だけでなく農林水産業の振興にもつながるなど、非常に重要な位置づけとなっている。また、平成27年9月には、千里の浜を含む海岸域が吉野熊野国立公園に編入され、そして、平成27年12月には、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産に認定されたことで、これまで以上に観光振興について期待されている。

これからも観光客の増加に向け、観光客のニーズを把握し、学生や外国人観光客の誘客も見据えながら、観光PRを推進する必要がある。自然公園の魅力発信や世界農業遺産の活用、イベント等の実施などにより、観光振興を進めていく必要がある。特に観光は、他の産業への波及効果も高く、各種産業との連携を進めながら、その相乗効果を図る必要がある。

しかし、受け入れ体制として、観光ガイドについては、人数不足と育成強化が課題となっている。

また、町内の宿泊施設は、ホテル2ヶ所、旅館1ヶ所、民宿1ヶ所、国民宿舎1ヶ所、キャンプ場1ヶ所があり、宿泊可能人員は1,367人となっている。最近の年間宿泊客は約13万人と、県内では白浜町、和歌山市などに続いて8番目の多さとなっている。

今後の課題として、近年観光は「見る観光」より「参加・体験型の観光」が主流となっていることから、多様化する観光客のニーズに応える努力が必要です。また、町の外の産業と連携して、消費の拡大、ブランドの確立、ファンづくりなどに結びつける必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農業基盤の整備事業	優良農地の確保の観点から農道などの補修等を行い、機能の長寿命化を行う。
担い手への支援事業	担い手となる若者や女性、社会人などの就農支援を行い、さらに営農支援を強化し農業経営の安定を図る。
農産物の販路拡大事業	国際大会や全国大会等へのPR、梅と梅干の海外進出、外食産業への売り込みなどを進めてPRを強化する。

実施主体・主な役割	
町	農業基盤整備事業の実施 担い手への支援事業の実施 農林水産物のPR活動の強化
県	海外輸出による販促事業の支援
関係団体	農林水産物のPR活動の支援

(2) 製造業

取組事業	説明
中小企業の経営支援	市内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、相談会を行い、経営者の育成を図る。
空き店舗などへの店舗誘導	町内の現状調査から、空き店舗の活用した誘導策を進める。

実施主体・主な役割	
町	町の融資・補助制度の実施 起業相談窓口の設置 空き店舗への店舗誘導関連事業の実施
関係団体	町の融資・補助制度の斡旋 起業相談会の実施

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
------	----

観光PRの推進	観光客のニーズの変化を読み取りながら、観光協会、農業団体、商工会等の連携を強化し、観光PR及び情報発信を行う。
イベント等企画実施	新しいイベントの企画を模索しながら、イベントPRの強化を進める。
受入れ体制の整備	観光ガイドの育成の体制づくりを行い、農家民泊認定を推進する。

実施主体・主な役割	
町	観光客のニーズに応じたPR及び情報発信 情報発信ツールの多言語化 関係団体と連携し新たなイベント等の企画実施 ガイド育成にむけた体制づくり
関係団体	町と連携し新たなイベントの企画実施

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
企業立地促進事業	企業立地等に向けた市独自の補助制度を実施し、企業の誘致促進を図る。

実施主体・主な役割	
町	企業立地に関する優遇制度の充実等の検討 情報通信環境整備事業の実施
関係団体	企業立地の斡旋

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	町内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け説明会・相談会の実施 Web媒体、情報媒体による情報発信 企業訪問による事業者への直接周知

県	地方税（県税）の不均一課税の実施 市町村共催での事業者向け説明会の実施 起業研修における制度周知
関係団体	町と連携した制度説明会の開催 会員への制度の斡旋 起業相談会での制度周知

7. 計画の目標

（１）設備投資の活発化に関する目標（令和７年度～令和１１年度）

前計画の目標を基に目標設定する。

新規設備投資件数（件）	5件
-------------	----

（２）雇用・人口に関する目標（令和７年度～令和１１年度）

前計画の目標達成状況等を基に目標設定する。

新規雇用者数（人）	15人
移住者数（人）	5人
社会増減率	1.0未満

（３）事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	・町又は県での事業者向け説明会を１回程度開催する。
	・町商工会の定期総会時に税制の説明を実施する。
②Web媒体等による情報発信	・町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、町広報紙にて１回程度確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。
	・固定資産税等に係る納税通知等を送付する際に、半島税制の周知資料一式を同封する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
人口（人）	14,200	13,470	12,742	11,818

生産年齢人口（人）	8,327	7,785	7,128	6,452
老年人口（人）	3,620	3,664	3,855	3,939
高齢化率（％）	25.5	27.2	30.3	33.3

資料：国勢調査

【人口動態】

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
自然増減	-112	-123	-111	-129
社会増減	-107	-134	-101	1
全体	-219	-257	-212	-128

資料：住民基本台帳

【農業経営体の状況】

総数	個人経営	団体経営		
		主業	準主業	副業的
1,269	1,259	648	158	453

資料：農林業センサス

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数			従業者数		
	平成24年	平成28年	令和３年	平成24年	平成28年	令和３年
農業，林業	2	5	4	42	67	54
漁業	1	1	1	9	8	7
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	124	103	84	521	450	447
製造業	121	117	106	1,923	1,788	1,635
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2	1	-	5	3	-
運輸業，郵便業	13	10	11	223	197	235
卸売業，小売業	216	201	184	1,062	1,017	850
金融業，保険業	7	5	7	99	51	60
不動産業，物品賃貸業	20	19	26	41	32	93
学術研究，専門・技術サービス業	14	11	14	47	49	70
宿泊業，飲食サービス業	53	54	52	336	353	322

ス業						
生活関連サービス業、娯楽業	45	48	41	127	124	78
教育、学習支援業	21	16	14	60	51	54
医療、福祉	37	37	36	353	429	387
複合サービス事業	10	10	7	86	77	52
サービス業（他に分類されないもの）	45	42	40	287	113	94

資料：経済センサス

【観光入込客数】

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
観光客総数	672,010	397,660	389,420	462,644	567,758
日帰り客	495,956	325,588	314,095	354,677	432,641
宿泊客	176,054	72,072	75,325	107,967	135,117

資料：和歌山県観光客動態調査報告書